

「2020年度冬期スポット市場価格の高騰について」の報告書に関する意見 公募の結果について

第62回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和3年6月29日（火）



パブリックコメントの実施結果とそれに伴う報告書の修正について

- 第60回制度設計専門会合で取りまとめた「2020年度冬期スポット市場価格の高騰について」の報告書を、資源エネルギー庁の「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」の別冊として、**4月30日から5月29日までパブリックコメントを実施。**
- **電力・ガス取引監視等委員会提出の報告書に関して60件の意見が寄せられたところ、これを踏まえて、以下のとおり報告書を修正するとともに、今後の検討の参考としていくこととしたい。**（パブリックコメントの結果及びこれらに対する考え方について、資料3-3のとおり公表。）

御意見を踏まえた修正箇所 ※下線部が追記箇所

- 関西電力、中国電力、北陸電力が、**グロス・ビディングをやめた理由について、審議会においては説明が行われたものの報告書には明記していなかったため、記載。【資料3-2 P.17】**
- 12月下旬以降、旧一電及びJERAの売り入札量が減少した要因の一つとして、同時期から一部の旧一電が、自主的取組として行っていたグロス・ビディング[1]による売買入札を取りやめていたことも挙げられる。具体的には、12月中旬以降、関西電力株式会社、中国電力株式会社、北陸電力株式会社の3社が一定期間グロス・ビディングを取りやめている。この期間グロス・ビディングを取りやめていた理由については、各社より、市場価格の高騰や需要の増加により買い戻しできなかった場合には供給力不足につながるおそれがあった、需給ひっ迫に伴いシステム対応からハンド対応に切り替えていたところグロス・ビディングのシステム処理との両立について検証を要した、等の説明があった。
- **内外無差別の卸売の実効性を確保するために、発販分離など構造的な措置も視野に入れて検討を進めることを記載。【資料3-2 P.46】**

また、今冬のスポット市場価格の高騰に関する議論も踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方についての検討を進めるべきである。具体的には、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題（売入札の体制、会計分離、発販分離等）について、総合的に検討していくことが必要である。

寄せられた主な御意見

項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方 (※報告書を修正)
<p>グロスビディング停止理由の明記 (No.12)</p>	<p>・検証中間取りまとめ(案)では昨年度冬の卸電力取引所の価格高騰について、「相場を変動させることを目的とした売り惜しみ等の問題となる行為は確認されなかった」(p.57)として、大手電力の行動に問題がなかったとしているが、説得力がない。</p> <p>・発電の80%を独占している大手電力には、発電と小売にかかる諸情報の公開が求められる。</p> <p>・スポット市場の売り入札を急減させ、一方で自社需要のために買い入札を増やしたのは、なぜか。その理由が明確でない。</p> <p>・関西電力、中国電力、北陸電力が、グロスビディングを取り止めたのは、なぜか、その理由が明確でない。自社用の電力を確保するためとすれば、なぜ、そういった事態に陥ったのか、明確でない。</p> <p>・グロスビディングを取り止めても、価格に影響はなかったとしているが、それなら、グロスビディングとはもともと、どんな効果がある制度なのか。見せかけの取引量を増やすだけになっている。</p>	<p>価格高騰の要因等については、公開ヒアリング等を踏まえた分析・情報開示を行い、有識者の審議会での議論を経て報告書の結論としております。</p> <p>なお、グロスビディングをやめた理由について審議会においては説明が行われたものの、御指摘のとおり報告書には明記していなかったため、これを踏まえて修正いたします。また、発電情報等の公開については今冬の事象を踏まえてその公開範囲を拡大する方向で検討を進めております。</p>
<p>発電分離にかかる検討の明記 (No.68等)</p>	<p>内外無差別の卸売りの実効性を確保するためには、発電分離など構造的な措置も視野に入れて検討を進めることを記載してください。</p> <p>信頼される市場環境の整備において、旧一般電気事業者の内外無差別の卸売りの実効性を確保することは非常に重要であると考えます。とりまとめには、「社内・グループ内取引の透明性確保するためのあらゆる課題について総合的に検討していく」とありますが、内閣府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」においては「大手電力会社の発電分離といった構造的な措置を検討すべき」との指摘がされており、検討の範囲に入れるべきと考えます。</p>	
<p>発電分離にかかる検討の明記 (No.55)</p>	<p>旧一般電気事業者の100%子会社に限らず、資本業務提携先企業などを含む企業群との内外価格差のない公正な事業競合環境を望みます。</p> <p>特に資本力、人材の不足する中小零細小売電気事業者や商圈が限定されている地域密着型小売電気事業者などが電源へ公正にアクセス可能となる仕組みが重要と考えます。</p> <p>また、旧一般電気事業者に限らず、Jパワーや石油資源開発などの大規模発電事業者の相対電源へのアクセスは、資本業務提携を実施している企業以外は、アクセス不可です。内外価格差是正と電源への公正なアクセスによる公平な事業競合環境を求めます。</p> <p>現場感覚では、相対電源への公正なアクセスが全く行えないです。</p> <p>電力供給寡占者が卸電力市場寡占者であり、かつ、小売電気事業、送配電事業、発電事業を営む100%子会社を所有している場合、持ち株会社は、市場を通じて子会社間の利益移転が可能です。</p>	<p>今冬の事象に係る議論も踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方について、旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題(売入札の体制、会計分離、発電分離等)について、総合的に検討していくことを予定しております。今般の御意見を踏まえて、報告書においてその旨を明記するよう修正します。</p>

寄せられた主な御意見

項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>供給力が適切に市場に供出される仕組みの整備 (No.31)</p>	<p>本取りまとめ（案）は、「燃料制約がある場合の限界費用の考え方については、単純にガス代を限界費用ととらえるわけにはいかず、改めて整理が必要との意見が出された。こうした観点から、「限界費用ベース」の考え方について、検討を行っていくことが必要である。」と指摘する。しかしながら、支配的事業者に「限界費用ベースでの入札」を求めるのは、支配的事業者の市場支配力の行使を抑制するためであり、当該事業者のスポット市場における売り入札割合が未だ高いこと等を考えると、当該ルールの例外を認めることには慎重であるべきである。「限界費用ベース」での入札という制約を免れるトリガーとして想定されているのは、燃料制約であるが、燃料は発電事業者自身が調達する上、燃料制約の設定は旧一般電気事業者が自社の判断で行う。つまり、旧一般電気事業者は、入札価格の制約を免れる状況を自ら作り出すことができ、市場価格のつり上げが可能になる。このことも十分考慮されなければならない。こうした動きに対しては電取委が監視するとはいえ、十分監視が行き届くかは未知数である。</p>	<p>報告書に記載しているとおり、限界費用入札の在り方については機会費用を考慮することも含めて今後検討してまいります。 検討に当たっては、支配的事業者による相場操縦防止の観点も含めて検討を行っていく予定です。</p>
<p>供給力が適切に市場に供出される仕組みの整備 (No.44)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧一般電気事業者の需要予測値と実績値の乖離について、今冬のように予測差異として報告されるのであれば、公表することの意味が有りません。今冬において大半の余剰インバランスを旧一般電気事業者が発生させていることも含めて、各社の予測精度向上についても対策を講じる必要があると考えます。 ・容量市場において固定費を回収できる前提であれば、限界費用ベースで全量を市場供出する様に義務付けるべきと考えます。容量市場で確保したkWから生じるkWh価値は、kW価値に対して容量市場で負担している事業者が公平に享受できる仕組みをご検討ください。 	<p>スポット市場価格の高騰時においては需要予測値と実績値を公表するなどの仕組みを講じることにより、各社の予測精度向上を促進する事等を今後検討予定です。現行の容量市場において、発電余力を卸電力取引市場等に応札するリクワイアメントがあり、本報告書においても、リクワイアメント等と市場への供給力供出の状況について、引き続き注視していくことが必要としております。</p>
<p>限界費用入札の見直し (No.17)</p>	<p>現在のスポット市場における限界費用入札について、競争公平性の観点も踏まえ、あらためて考え方を整理した上で、そのあり方について検討すべき。</p>	<p>報告書に記載しているとおり、限界費用入札の在り方については機会費用を考慮することも含めて今後検討してまいります。</p>

※この他様々な御意見を多数頂戴しました。詳細は、資料3-3を参照ください。なお、資料3-3は、資源エネルギー庁の「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する御意見も含んでおります。

寄せられた主な御意見

項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
情報公開 (No.38)	<p>今冬の市場価格の高騰を踏まえ、情報公開を推進する取組みとして、HJKSにおいて出力低下事由を開示義務化する等の対応が望ましいと考えます。一方で、燃料価格のつり上げ等を懸念する観点から、個社の在庫レベルの公表については慎重にご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>電力市場の予見性を高める取組みは継続して検討すべきであり、HJKSにおいて出力低下事由を開示義務化する等の対応が考えられます。一方で、取りまとめ資料に記載の通り、個社の燃料情報は競争情報そのものであり、公表は慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>また、在庫レベル公表により、ひっ迫度が海外の燃料提供者に伝わり、燃料価格のつり上げ等、国富の流出にも繋がるおそれがあります。</p>	<p>HJKS登録時の理由（燃料制約等）の開示、HJKS登録時における停止・出力低下の見込み時期の登録方法の明確化については検討を進めているところです。</p> <p>御意見も踏まえて慎重に検討してまいります。</p> <p>また、個社の燃料情報は競争情報そのものであり、他電源との競争を行っているLNG発電事業者の競争環境に対する影響への留意が必要であるため、公表の在り方については慎重に検討する必要があると考えております。</p>
情報公開 (No.38)	<p>市場参加者が等しく情報にアクセスできる環境の整備が重要と考えます。揚水発電など、一般送配電事業者が稼働調整をする電源について、稼働想定を開示する方策をご検討いただきたく思います。</p> <p>市場参加者ができるだけ多くの関連情報に等しくアクセスできる環境を整えることは、市場の公正性を確保する観点で重要であると考えています。</p> <p>例えば、揚水発電については、実績値はすでに公表されており、過去のスポット価格と並べて比較してみると、長期的な目線で稼働計画を立てているものが一定数を占めているのではないかと推察できます。他方、スポット段階での稼働想定が不明である上に、気象予測等を用いて外部から発電予測をすることが困難なため、公表された実績値をスポット価格予測には十分に活用できていない状況です。</p> <p>また、揚水発電は一般送配電事業者が稼働調整を実施しているものが多いと考えられますが、保有者のみが一般送配電事業者の情報にアクセスできる状況は、情報非対称性の観点から望ましくないと考えます。</p> <p>つきましては、スポット時点における稼働想定を開示する方策についてご検討いただきたく思います。これにより、予備率の予測精度が上がり、インバランス価格の予見性を高めることも期待されます。</p>	<p>今般の事象に係る議論を踏まえて、発電情報公開の拡大については議論を進めているところであり、引き続き審議会での検討を深めてまいります。</p>

※この他様々な御意見を多数頂戴しました。詳細は、資料3-3を参照ください。なお、資料3-3は、資源エネルギー庁の「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する御意見も含んでおります。

寄せられた主な御意見

項目	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
情報公開 (No.38)	<p>今冬、スポット市場入札締切の直前（前日9時前後）にHJKS情報が更新される事例が複数発生したため、事実検証の上、適切なタイミングでの情報公開が行われる仕組みの整備をお願いしたいと思います。</p> <p>事前に発電所の稼働決定をしていたにも関わらず、スポット市場締切の直前までHJKS情報を更新しなかった場合、実質的に当該事業者のみが知りうるインサイダー情報と言えるのでは、と考えます。</p> <p>今冬、燃料在庫の見通しは予断を許さない状況が続き、事実として発電所の稼働判断を実需給直前にしていた可能性は否定できませんが、前日9時前後にHJKS情報が更新される事例が散見され、スポット市場の価格予見性が低下したため、適切なタイミングで情報公開が行われる仕組みについてご検討をお願いできればと思います。</p>	<p>御指摘の論点については審議会でも議論を行っており、市場参加者の見通しのために実態を反映した情報開示とする趣旨から、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録することが適切である点、考え方を明確化することを検討しているところです。</p>
インバランス料金 (No.44等)	<p>今冬の市場高騰から、2024年度以降のインバランス上限が600円/kWhは実態コストと乖離しすぎていないか。慎重に検証・検討をいただくことをお願いします。</p>	<p>有識者や新電力などの事業者が参加する公開の審議会における議論の結果、2022年度以降の需給ひっ迫時の補正インバランス料金の上限価格については、DRなど新たな供給力を追加的に確保するために必要なコストを基に、原則600円/kWhとされました。ただし、新電力の経営への影響を勘案し、過去の時間前市場の最高価格を参考に、激変緩和として制度開始当初の2年間については、上限200円/kWhの暫定措置を導入する予定です。</p>
インバランス料金 (No.41)	<p>2022年度以降のインバランス料金制度の在り方や災害時の市場の在り方については、今冬のようなkWh不足時、災害時に上限価格に張りつくことも想定し、妥当な在り方であるかを今一度十分に議論を行った上で、必要に応じて見直していただきたい。</p> <p>・理由 今冬のような継続的な市場価格高騰が再発すると、新電力の事業継続が困難になるだけでなく、新電力に対する消費者の信頼が揺らぎ、電力自由化自体が後退しかねないため。</p>	<p>今回のような需給ひっ迫が仮に再度発生した場合に、インバランス料金が電気の価値を適切に反映した水準となることが重要であると考えられることから、この需給ひっ迫時補正インバランス料金を今回のひっ迫期間に当てはめた場合にどのような値になるかを分析し、現行の整理で適当かどうか分析を行うことが必要と考えております。</p>

※この他様々な御意見を多数頂戴しました。詳細は、資料3-3を参照ください。なお、資料3-3は、資源エネルギー庁の「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する御意見も含んでおります。